

桐生市陸上競技協会規約

(名称及び事務所)

第1条 本協会は、桐生陸上協会と称する。

第2条 本協会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的及び事業)

第3条 本協会は、桐生市における陸上競技の健全普及・発展と協会会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条 本協会は前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

- 1、陸上競技の普及ならびに指導
- 2、陸上競技の調査研究
- 3、各種大会の開催ならびに選手の派遣
- 4、他の競技団体との連絡提携
- 5、その他必要な事業

(会員)

第5条 本協会の会員は、陸上競技を愛好し、本協会の趣旨に賛同するもので組織する。

(役員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

名誉会長 1名 会長 1名 副会長 若干名 参与 若干名
理事長 1名 副理事長 若干名 理事 若干名
会計 若干名 会計監査 2名 顧問 若干名

第7条 会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局は、役員総会において推薦する。名誉会長は会長経験者とする。会長は、統轄代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

理事長は、会務を責任をもって処理するとともに事務局を掌握する。

事務局長は、理事長を補佐し、会務を処理する。

会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局員で理事会を構成する。

(専門部)

第8条 本協会は、別に定める規定により、理事会の推薦による専門部会をもうけ、総務、競技、審判、強化普及の各部が所属する。

部長は、理事たる資格を有する。

(顧問)

第9条 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じ、本会の会務に参画する。

(役員の仕事)

第10条 役員の任期は2カ年とする。但し再任を妨げない。

第11条 本協会に入会、退会しようとするものは所定の用紙に必要事項を記入のうえ、理事長に提出するものとする。

(表彰)

第12条 陸上競技協会表彰規定については別に定める。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会とし会長が召集する。

2. 総会は毎年度開催して、決算、行事予定、報告その他重要事項の承認を受けるものとする。
3. 理事会は必要に応じて開催する。

(会計)

第13条 本会の会議は、総会、理事会とし会長が召集する。

2. 会費は別に定める。
3. 本協会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 協会員で、本協会の名誉を毀損するような行動のあった場合は理事会の議を経て、除名する。

第16条 本規約は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

1. この規約は、昭和58年4月1日より施行する。
2. 昭和60年3月23日一部変更
3. 平成元年3月23日一部変更
4. 平成4年4月1日一部変更
5. 平成29年4月8日一部変更